

袖ヶ浦市告示第68号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第2項及び袖ヶ浦市財務規則（昭和60年規則第1号）第52条第2項の規定により、次のとおり収入事務受託者を指定したので告示する。

併せて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項及び袖ヶ浦市財務規則第55条第2項の規定により、次のとおり指定代理納付者を指定したので告示する。

平成29年4月1日

袖ヶ浦市長 出口 清

- 1 収入事務受託者の住所及び名称
東京都中央区日本橋二丁目2番2号 マルヒロ日本橋ビル9階
株式会社さとふる
- 2 指定代理納付者の住所及び名称
東京都港区東新橋一丁目9番2号 汐留住友ビル25階
ソフトバンク・ペイメント・サービス株式会社
- 3 収入事務受託者及び指定代理納付者に納付させる歳入
インターネットを利用して納付する「ふるさと納税」に係る寄附金
- 4 収入事務受託者及び指定代理納付者に歳入を納付させる期間
平成29年4月1日から平成30年3月31日まで